

ブルーカーボン生態系である藻場のポテンシャルマップ制作業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年2月
神戸市環境局自然環境課

1 業務名称

ブルーカーボン生態系である藻場のポテンシャルマップ制作業務（以下「本業務」という。）

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

別紙仕様書（案）のとおり

(2) 業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

(3) 契約上限額

金 6,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

令和 7 年度予算成立の上、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「契約書案（頭書及び委託契約約款）」参照

(4) 契約保障金に関する事項

契約上限額が 1,000 万円以下のため、規則第 25 条の規定により契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生手続又は再生手続を行っていない者であること。
- (3) 企画提案書の提出時点において、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- (6) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (7) 各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (8) 契約期間終了まで建設業法第 3 条（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けているものが施工すること。
- (9) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者を決定することとし、代表者及び構成員が上記(1)から(7)を全て満たし、かつ、上記(8)を満たす代表者又は構成員が施工を担当すること。また、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。
- (10) その他注意事項
 - ① 単体で応募する企業は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、複数の共同企業体の構成員として参加することはできない。
 - ② 構成員は、業務の一部に限り、構成員以外の企業に請け負わせることができるが、業務の全部を構成員以外の企業に請け負わせることはできない。また、構成員以外の企業に業務の一部を請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得ること。

5 スケジュール

- (1) 公募開始 令和 7 年 2 月 17 日（月）
- (2) 質問受付提出期限 令和 7 年 2 月 25 日（火）17 時まで
- (3) 質問に対する回答 令和 7 年 3 月 3 日（月）予定
- (4) 参加申請受付期限 令和 7 年 3 月 10 日（月）17 時まで
- (5) 企画提案書の提出期限 令和 7 年 3 月 19 日（水）17 時まで
- (6) 事業者選定委員会参加可否の通知 令和 7 年 3 月 21 日（金）予定

- (7) 事業者選定委員会（プレゼン審査）令和7年3月26日（水）予定
- (8) 委託予定事業者の決定 令和7年3月下旬予定
- (9) 契約締結・事業開始 令和7年4月初旬予定

6 本公募に対する質問

- (1) 提出期限
令和7年2月25日（火）17時まで（必着）
※持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時から12時まで及び13時から17時まで。
- (2) 提出方法
Eメール
- (3) 送付先
神戸市環境局自然環境課（biodiversity@city.kobe.lg.jp）
- (4) 提出書類
質問票（様式1号）
※応募（企画提案）にあたり、本質問票の提出は必須ではない。
- (5) 質問に対する回答
 - ① 回答日
令和7年3月3日（月）（予定）
 - ② 回答方法
全ての質問をとりまとめ、質問者を特定しない形式で、本市ホームページの「事業者募集」のページ内に掲載する。（<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>）
また、質問が無かった場合は、その旨を掲載する。

7 参加申請手続き

- (1) 提出期限
令和7年3月10日（月）17時まで
※持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時から12時まで及び13時から17時までとする。
- (2) 提出方法
Eメール
- (3) 送付先
神戸市環境局自然環境課（biodiversity@city.kobe.lg.jp）
- (4) 提出書類
次の①～⑥に掲げるものを、データ（PDF形式）で提出すること。また、デ

ータ容量が大きく、送付できない場合は本要領 11 の担当部署まで連絡すること。なお、神戸市の入札参加資格がある場合、又は直近 1 年以内に神戸市環境局自然環境課に別件契約又はプロポーザルのために提出している書類若しくは受託実績があり、かつ内容に変更がない場合は、下記②及び④の提出は不要とする。

- ① 参加申請書兼誓約書（様式 2 号）
- ② 法人登記簿謄本（提出日から起算して 3 ヶ月以内に発行された正本）
- ③ 団体概要（様式 3 号）
 - ※直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可とする。
 - ※共同企業体の構成団体は（様式 6 号）を使用すること。
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近 1 年分、写しでも可）
 - ※滞納がないことを証明する納税証明書によること。
 - ※国税（法人税、消費税及び地方消費税）の詳細については国税庁ホームページを参照すること（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>）。
 - ※当該区市町村において、上記様式がない場合は各区市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること。
- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式 4 号）
- ⑥ 共同企業体結成届出書（様式 5 号）
 - ※共同企業体による参加申込の場合のみ提出すること。
 - ※共同企業体による参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記②～⑤を提出すること。

8 応募（企画提案）の手続き

(1) 提出期限

令和 7 年 3 月 19 日（水）17 時まで

※持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の 9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時までとする。

(2) 提出方法

E メール

(3) 送付先

神戸市環境局自然環境課（biodiversity@city.kobe.lg.jp）

(4) 提出書類

次の①～③に掲げるものをデータ（PDF 形式）で提出すること。様式は自由とするが、A4 サイズとする。また、データ容量が大きく、送付できない場合は本要領 11 の担当部署まで連絡すること。

① 企画提案書

(ア) 制作するポテンシャルマップの概要

※制作のコンセプトを記載すること

※提案するポテンシャルマップの図案を示すこと

※ポテンシャルの算定の方法が分かるようにすること

※インターネット公開の方法が分かるようにすること

※どのような操作でマップを閲覧できるのか分かるようにすること

(イ) ポテンシャルの妥当性の確認方法

(ウ) 実施体制が分かる資料

※総括責任者、設計担当者、施工担当者をそれぞれ擁立すること。

② 見積書

※仕様書に記載している業務についてそれぞれの内訳がわかるように明記すること。

③ その他補足資料

(5) 学識経験者からの意見聴取

提案内容について秘密保持を条件に学識経験者から意見聴取することがある。

9 選定に関する事項

(1) 選定方法

① 本企画提案の審査については、「ブルーカーボン生態系である藻場のポテンシャルマップ制作業務委託事業者選定委員会」（以下、「事業者選定委員会」）において、提出された企画提案書等に基づく、原則対面によるプレゼンテーションの内容に対して審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案を行った事業者を最優秀提案者として契約の相手方の候補者として選定する。

② 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。

③ 最も評価点が高い者の点数（選定委員の平均値）が 60 点に満たない場合や、提案内容が利用者の安全性を明らかに担保できないと選定委員会において判断した場合は、最低基準に満たしていないとして、契約候補者を選定しないこととする。

(2) 事業者選定委員会

① 日程

令和 7 年 3 月 26 日（水）（予定）

② 場所

神戸市役所内（予定）

③ 内容

企画提案者によるプレゼンテーション（15分程度、質疑応答は別途）

④ その他

投影用ディスプレイ及び操作用 PC は、事前に担当部署にて用意したものを使用
できることとする。

(3) 選定基準

【提案に関する配点 50 点】

① ポテンシャルの算定方法 [25 点]

- ・ポテンシャルの算定方法が論理的である。
- ・妥当性の確認方法が論理的で結果に信憑性が持てる。

② ポテンシャルマップのデザインと機能 [20 点]

- ・藻場創出に有用と思われる情報が表示されている。
- ・利用者が見て理解しやすい内容となっている。
- ・利用者が直観的に操作しやすい内容となっている。
- ・利用者が新たに藻場の創出活動をはじめの動機につながる内容となっている。

③ スケジュールの評価 [5 点]

- ・事業スケジュールが具体的かつ効率的で無理がない。

【遂行能力に関する配点 35 点】

④ 業務実績 [25 点]

- ・過去の業務実績に本業務に類似した実績がある。

⑤ 実施体制の確保 [10 点]

- ・専門的な知見や知識を有しており、許認可手続きを含む本業務を安全に遂行す
るにあたり十分な人員と管理体制が確保できる。

【所在地に関する配点 10 点】

⑥ 事業所所在地 [10 点]

- ・地元事業者 …10 点
- ・準地元事業者… 5 点

※地元事業者とは、本社が市内にある企業である。

※準地元事業者とは、本社は市内にないが、法人市民税の課税対象となる支
店・営業所等を神戸市内に有する企業である。

※共同企業体の場合は、代表企業および構成員すべてが地元事業者である場合
は 10 点、代表企業および構成員のうち少なくとも 1 者が地元事業者である場
合は 5 点、それ以外の場合は 0 点とする。

【費用に関する配点 5 点】

⑦ 提案費用の妥当性 [5 点]

※費用評価点 = 5 点満点 × (最低提案価格 ÷ 事業者の提案価格) 小数は切捨て

※各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により順位を決定する。

(ア)【提案に関する配点】の合計点数が最も高い者

(イ) (ア) が同点の場合は、【遂行能力に関する配点】の合計点数が最も高い者

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ⑥ 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての応募者に通知し、選定した事業者の社名、総得点と、他の応募者の総得点を本市ホームページで公表する。

また、応募者は選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、受託候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求められることができる。この場合、説明を求められることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日（休日等を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明については原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

10 その他

- (1) 本プロポーザルの提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本要領に修正や変更、追加等があった場合は、本市ホームページの「事業者募集」のページ内に掲載している内容を更新する。
(<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>)
- (3) 企画提案書について、事前の関係機関協議が不足することにより、許可申請や規制によって大幅な提案内容の変更を求められる可能性があるため、関係機関協議を事前に行うことを推奨する。また、事業者選定後であっても上記と同様の理由で提案内容の変更を求める場合があるため、事業者は本市との協議に応じて適切に対応すること。なお、その場合に要する費用も応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、審査以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

- (5) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (6) 本公募において採用されたデザインに係る知的所有権は、すべて本市に帰属するものとする。ただし既製品に係る知的所有権を除く。
- (7) 企画提案書の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、応募者が負う。
- (8) 応募（企画提案）に関わる書類について、期限後の提出や差し替え等は認めない。
- (9) 参加申込後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式7号）」により本要領の担当部署に届け出ること。
- (10) 本要領6～8に関してEメールでの提出が難しい場合は、本要領11の担当部署に相談すること。

11 担当部署、問い合わせ先

神戸市環境局自然環境課

【所在地】〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5

【電話番号】078-595-6216 【FAX 番号】078-595-6254

【Eメール】biodiversity@city.kobe.lg.jp